

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年12月17日

水曜日

第5461号

目次

条例

○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	1
○富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	2
○富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例	25
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	26
○富山県税条例の一部を改正する条例	27
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	28
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
○富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	64

条例

富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例、富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月17日

富山県知事 新田八朗

富山県条例第58号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県武道館PFI事業者選考審査会の項を削り、同表富山県高岡地区産業展示施設PFI事業者選考審査会の項中「民間資金等の活用による公共施

設等の整備等の促進に関する法律」の次に「(平成11年法律第117号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事企画室)

富山県条例第59号

富山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第9条」に、「第15条—第29条」を「第10条—第21条」に、「第30条」を「第22条」に、「第31条—第33条」を「第23条—第27条」に改める。

第2条第1項第2号中「以下」を「次号及び次条第2項において」に改め、同項第4号中「職員についてはその住所又は居所」を「場合又は任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会）若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第6号中「若しくはその扶養親族」を削り、「遺族」を「その遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提

供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者若しくは子」を加え、同項第3号中「職員の」の次に「本邦にある」を加え、「ときには」を「ときは」に改め、同項第4号中「出張のため」を「、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項第5号中「出張のため」を「、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出发して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員
第3条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に、「には概算払」を「には、概算払」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、

当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項各号列記以外の部分中「任命権者（県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに、」を「速やかに」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に改め、「、車賃」、「、日当、宿泊料」、「、食卓料、移転料」、「、着後手当」及び「、扶養親族移転料」を削り、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第10条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人

事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第11条第2項において同じ。)を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。第5項及び第12条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

第6条第5項を削り、同条第6項中「外国旅行に伴う移動に係る費用について、実費額により支給する」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項及び第8項を削り、同条第9項中「外国旅行に伴う宿泊について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額又は実費額により支給する」を「旅行中の宿泊に要する費用とする」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「外国旅行に伴う移動及び宿泊について、実費額により支給する」を「移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項中「外国旅行に伴う宿泊に係る諸雑費について、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する」を「宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項及び第13項を削り、同条第14項中「外国への赴任に伴う転居について、実費額により支給する」を「赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする」に改め、同項を同条第9項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「外国への赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する」を「赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする」に改め、同項を同条第10項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「外国への赴任に伴う家族（職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。）の移転について、支給する」を「赴任に伴う家族の移転に要する費用とする」に改め、同項を同条第11項とし、同条第19項中「伴う雑費について、実費額により支給する」を「要する雑費とする」に改め、同項を同条第12項とし、同条第20項中「第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する」を「職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸

「雜費に充てるための費用とする」に改め、同項を同条第13項とし、同条第21項を削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を、「以下」の次に「この条並びに第26条第1項及び第2項において」を加え、「添付書類」を「資料」に、「旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給」を「旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、

支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とする。

第14条中「の定」を「の定め」に、「つど」を「都度」に改め、同条を第9条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（人事委員会が定める旅行に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第15条第3項を削り、第2章中同条を第10条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による」を「次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（人事委員会が定める旅行に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第16条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

第16条を第11条とする。

第17条各号列記以外の部分中「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第17条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第17条を第12条とし、同条の次に次の5条を加える。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

- (4) 人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定める私有車を利用する移動1キロメートルにつき37円
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

第18条から第19条までを削る。

第17条の次に次の2条を加える。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下の号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第20条から第27条までを削る。

第28条各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅費」を「次に掲げる旅費（退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

第28条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条を第20条とする。

第29条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した

旅費

第29条第2項及び第3項を次のように改める。

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第29条を第21条とし、第3章中第30条を第22条とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第24条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第4号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第32条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第33条を第27条とする。

附則第5項及び第6項を削る。

別表を削る。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正)

第2条 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表に定めるところによる。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

1 納入

区分	給料
知事	月額 1,300,000 円
副知事	月額 1,020,000 円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、

		寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃		運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
航空賃 内国旅行 の航空賃	知事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
	副知事	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
外国旅行 の航空賃	知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
	副知事	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

区分	支給額
知事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副知事	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

(富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第3の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定により支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表第3に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

別表第2中「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「13,600円」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

1 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分		費用弁償
鉄道賃		運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃		運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
航空賃 内国旅行 の航空賃	議長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
	副議長	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付隨する費用の額の合計額
	議員	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額
外国旅行 の航空賃	議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する内閣総理大臣等（内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、最高裁判所判事、会計検査院長、人事院総裁及び検事総長を除く。）相当額

	副議長	国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定する指
	議員	定職職員等相当額

2 宿泊費

区分	費用弁償
議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額
副議長	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額
議員	国家公務員等の旅費支給規程別表第2に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額の例により算定した額

(富山県監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「旅費並びに」及び「及び費用弁償」を削り、同条に次の2項を加える。

3 常勤の監査委員の旅費及び非常勤の監査委員の費用弁償は、この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により支給する。

4 前項の規定により支給する旅費及び費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

1 給料又は報酬

区分	給料又は報酬
県議会議員の中から選任された監査委員	月額 120,000 円
議見を有する者から選任された監査委員	月額 600,000 円
常勤の監査委員	

非常勤の監査委員	月額 220,000 円
----------	--------------

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃	内国旅行の航空賃 運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
	外国旅行の航空賃 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額（富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正）

第5条 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する指定職の職務にある者」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等」に改める。

別表第1の1の表の備考以外の部分を次のように改める。

区分		報酬	費用弁償				
			鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費(1夜につき)	包括宿泊費	宿泊手当(1夜につき)
教育委員会	教育長代理である職員	円 日額 33,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の実費額。	ただし、これによつては、富山県職員等の旅費支給規則による職員に準用を受けたる職員に準用を受ける職員に準ずる。	国家公務員等の旅費支給規則による職員に準用を受ける職員に準用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けたる職員に準用を受ける職員に準用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けたる職員に準用を受ける職員に準用を受ける職員に準ずる。
	教育長代理以外の委員	円 日額 28,000	額は、富山県職員等の旅費	1キロメートルにつき37円	25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定期定職員の宿泊費基準額の例により算定した額	25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定期定職員の宿泊費基準額の例により算定した額	25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定期定職員の宿泊費基準額の例により算定した額
選挙管理委員会	委員長	円 日額 29,000	に関する条例(昭和32年富山県条例)第36号。	以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員に準ずる。	以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員に準ずる。	以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員に準ずる。	以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員に準ずる。
	委員長以外の委員	円 日額 24,000	(以下「実費額等」)	(以下「実費額等」)	(以下「実費額等」)	(以下「実費額等」)	(以下「実費額等」)
	臨時委員	円 日額 24,000	といふ。)	といふ。)	といふ。)	といふ。)	といふ。)
人事委員会	委員長	円 日額 29,000	以下「旅費条例」という。)	以下「旅費条例」という。)	以下「旅費条例」という。)	以下「旅費条例」という。)	以下「旅費条例」という。)
	委員長以外の委員	円 日額 26,000	の適用を受ける職員に準ずる。	の適用を受ける職員に準ずる。	の適用を受ける職員に準ずる。	の適用を受ける職員に準ずる。	の適用を受ける職員に準ずる。
公安委員会	委員長	月額 220,000	受ける職員に準ずる。	受ける職員に準ずる。	受ける職員に準ずる。	受ける職員に準ずる。	受ける職員に準ずる。
	委員長以外の委員	月額 200,000					
労働委員会	会長である委員	円 日額 29,000					
	会長代理である委員	円 日額 26,000					
	公益委員	円 日額 25,000					
	使用者委員及び労働者委員	円 日額 24,000					
収用委員会	会長である委員	円 日額 29,000	鉄道賃、船賃及び	実費額等			
	その他の委員及び	円 日額 24,000					

	予備委員					
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 29,000	航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。			
	会長代理である委員	日額 26,000				
	会長及び会長代理以外の委員	日額 24,000				
	専門委員	日額 12,000				
内水面漁場管理委員会	会長である委員	日額 29,000				
	会長以外の委員	日額 24,000				
	専門委員	—				
附属機関	委員その他の構成員（公害健康被害認定審査会の委員を除く。）	日額15,000円以内で知事が定める額				
	公害健康被害認定審査会の委員	日額 33,000				
警察署協議会	委員	日額 10,200				
留置施設視察委員会	委員	日額 12,000				
選挙長		日額 12,200	鉄道賃、実費額等			

審査分会長	日額 12,200	船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。				
選挙分会長	日額 12,200					
投票所の投票管理者	日額 14,500	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	—	—	—
共通投票所の投票管理者	日額 14,500					
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800					
開票管理者	日額 12,200					
投票所の投票立会人	日額 12,400					
共通投票所の投票立会人	日額 12,400					
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900					
開票立会人	日額 10,100					
選挙立会人	日額 10,100					
審査分会立会人	日額 10,100					
労働関係調整法 (昭和21年法律 第25号) 第8条 の2の規定による特別調整委員 及び同法第12条 第1項の規定による斡旋員	—	実費額等	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けける職員に準ずる。
精神保健指定医	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	鉄道賃、船賃及び航空賃の	実費額等			

	律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項に定める職務1日につき14,500	額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。			
土地収用法(昭和26年法律第219号)第15条の3の規定によるあつせん委員	日額 11,000	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		
土地収用法第15条の8の規定による仲裁委員	日額 11,100	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		
土地収用法第65条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して収用委員会が知事と協議して定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		
土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第1条の7の5第3項第2号に規定する鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		
統計調査員	日額10,000円以内で知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		

	適用を受ける職員に準ずる。				
公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定による鑑定人	鑑定に当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間を考慮して知事が定める額	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等		
前各項に掲げる者以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者	勤務形態又は職務内容を考慮して知事が定める額				

別表第1の1の表の備考を削る。

別表第2中

区分	実費弁償					
	鉄道賃等	車 賃	日 当 （県外の 旅行1 日につき）	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜 につき)	
甲地方	乙地方					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	円 2,200(宿泊を伴わない場合は3,300)	円 11,100	円 10,000	—
地方自治法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者						

地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人

を

区分	実費弁償				
	鉄道賃等	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	包括宿泊費	宿泊手当 (1夜につき)
地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人	鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	実費額等	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。	旅費条例の適用を受けた職員に準ずる。	旅費条例の適用を受ける職員に準ずる。
地方自治法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者					
地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人					

に改め、同表の備考を削る。

（富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第6条 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表の」を「この条例に定めるものを除き、富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の例により算定した」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額

のうち富山県職員等の旅費に関する条例により難いものについては、別表に定めるところによる。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

1 納料

月額 850,000 円

2 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
船賃	運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
航空賃 内国旅行の航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額
外国旅行の航空賃	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）に規定する指定職職員等相当額

3 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の宿泊費基準額の例により算定した額

（富山県公害紛争処理条例の一部改正）

第7条 富山県公害紛争処理条例（昭和45年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「車賃、日当、宿泊料」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第3号中「車賃、日当又は宿泊料」を「そ

の他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例、富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公害紛争処理条例の規定は、次項から第6項までに定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第27条までの規定、第2条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定、第3条の規定による改正後の富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条、別表第2及び別表第3の規定、第4条の規定による改正後の富山県監査委員の給与等に関する条例第1条及び別表の規定、第5条の規定による改正後の富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例別表第1及び別表第2の規定、第6条の規定による改正後の富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及び別表の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県公害紛争処理条例第4条の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に命ぜられた赴任に伴う旅行であって施行日前に出発したものの中のうち施行日前の期間に対応する分については、新条例第2条から第27条までの規定並びに改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第2条及

び別表の規定を適用する。

- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定するものが同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の富山県職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の待遇等に関する条例の一部改正)
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の待遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。
第7条中「第30条」を「第22条」に改める。

(人事企画室)

富山県条例第60号

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する 条例

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事企画室)

富山県条例第61号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の2の項及び18の3の項を次のように改める。

18の2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項（同法第19条の16の3第1項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。次項及び18の4の項において同じ。）の交付 用紙1枚につき10円 (2) 光ディスク（日本産業規格X0606、X6281及びX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項から18の4の項までにおいて同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき220円
18の3 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく政治団体の収支報告書、政党若しくは政治資金団体に係る監査意見書又は国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書若しくは確認書の写しの交付	政治団体収支報告書等の写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 (2) 光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき220円

別表第1の18の3の項の次に次のように加える。

18の4 政党助成法（平成6年法律 第5号）第32条第5項の規定に基 づく支部報告書、支部総括文書又 は監査意見書の写しの交付	支部報告書等の写しの交付手数料	(1) 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 (2) 光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき220円
--	-----------------	---

別表第1の347の6の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、「同条第7項」を「同条第12項」に改め、同表の備考の4中「、18の3の項」を「から18の4の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1の347の6の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(財政課)

富山県条例第62号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項第1号中「因り」を「より」に、「損かいした」を「損壊した」に、「2年以内」を「3年以内」に、「代る」を「代わる」に改め、同項第2号中「因り」を「より」に、「損かいした」を「損壊した」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「損かいした」を「損壊した」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税務課)

富山県条例第63号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表若土発電所の項中「270」を「335」に改め、同条第5項の表富山県ゴルフ練習場の項を削る。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第5項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和8年4月1日

(2) 第5条の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）
附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(富山県ゴルフ練習場管理条例の廃止)

2 富山県ゴルフ練習場管理条例（平成3年富山県条例第31号）は、廃止する。

(富山県ゴルフ練習場管理条例の廃止に伴う経過措置)

3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企・経営管理課)

富山県条例第64号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）

の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2

号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第10条の6第2項第2号イ(ア)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号イ(イ)中「41キロメートル」を「6キロメートル」に改め、「(ウ)」の次に「及び(エ)」を加え、同号イ(ウ)中「41キロメートル」を「6キロメートル」に、「60キロメートル」を「46キロメートル」に、「24,440円」を「4,900円」に、「550円」を「610円」に改め、同号イ(エ)中「60キロメートル以上」を「46キロメートル以上60キロメートル未満」に、「34,890円」を「29,290円に使用距離が片道46キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに600円を加えた額」に改め、同号イ(エ)の次に次のように加える。

(オ) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 37,690円

第20条第1項中「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「31,500円」を「33,750円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給 料 額 月 給									
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
定年	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
前再	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
任用	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
短時	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
間勤	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
務職	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
員以	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
外の	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
職員	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							

	89	267,100	306,700	356,700								
	90	267,400	307,000	357,100								
	91	267,700	307,300	357,500								
	92	268,000	307,600	357,900								
	93	268,300	307,800	358,100								
	94		308,000	358,400								
	95		308,300	358,800								
	96		308,700	359,100								
	97		308,900	359,400								
	98		309,200	359,800								
	99		309,500	360,200								
	100		309,900	360,600								
	101		310,100	361,100								
	102		310,400	361,500								
	103		310,700	361,900								
	104		311,000	362,300								
	105		311,200	362,800								
	106		311,500	363,200								
	107		311,800	363,500								
	108		312,100	363,800								
	109		312,300	364,200								
	110		312,600									
	111		313,000									
	112		313,300									
	113		313,500									
	114		313,700									
	115		314,000									
	116		314,400									
	117		314,600									
	118		314,800									
	119		315,100									
	120		315,400									
	121		315,700									
	122		315,900									
	123		316,200									
	124		316,500									
	125		316,800									
定年前再任用時短間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額									
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給 料 月 額								
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	

	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
定年	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
前再	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
任用	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
短時	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
間勤	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
務職	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
員以	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
外の	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
職員	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800					
	87	313,200	332,200	357,400	399,400					
	88	313,900	333,200	358,800	400,000					

89	314,600	334,100	360,100	400,300					
90	315,300	335,400	361,300	400,800					
91	316,000	336,600	362,500	401,300					
92	316,700	337,800	363,800	401,800					
93	317,200	339,000	365,100	402,200					
94	318,100	340,300	366,600	402,600					
95	319,000	341,500	368,100	403,100					
96	319,800	342,700	369,500	403,600					
97	320,500	343,900	370,800	404,000					
98	321,400	345,200	372,000	404,500					
99	322,300	346,400	373,100	405,000					
100	323,200	347,600	374,300	405,400					
101	324,100	349,000	375,400	405,700					
102	325,100	349,900	376,500	406,100					
103	326,100	350,900	377,600	406,500					
104	327,000	352,000	378,700	406,800					
105	327,800	353,100	379,900	407,100					
106	328,400	354,200	380,400	407,600					
107	329,000	355,200	381,000	408,100					
108	329,600	356,200	381,600	408,600					
109	330,100	357,400	382,200	408,900					
110	330,600	358,400	382,700	409,400					
111	331,000	359,400	383,100	409,900					
112	331,500	360,300	383,600	410,400					
113	332,300	361,200	384,000	410,700					
114	332,900	362,100	384,400	411,200					
115	333,600	363,000	384,900	411,700					
116	334,200	364,000	385,400	412,200					
117	334,800	365,000	385,800	412,600					
118	335,500	365,400	386,300	413,100					
119	336,200	366,000	386,900	413,500					
120	336,900	366,600	387,400	414,000					
121	337,500	366,900	387,600	414,400					
122	337,800	367,300	388,100						
123	338,300	367,700	388,600						
124	338,800	368,100	389,000						
125	339,100	368,500	389,500						
126		368,900	390,000						
127		369,300	390,500						
128		369,700	391,000						
129		370,100	391,300						
130		370,500	391,800						
131		370,900	392,300						
132		371,300	392,800						
133		371,500	393,100						
134		372,000	393,600						
135		372,300	394,000						
136		372,600	394,400						

	137		372,900	394,700							
	138		373,300	395,100							
	139		373,800	395,600							
	140		374,300	396,100							
	141		374,600	396,400							
	142		375,100								
	143		375,600								
	144		376,100								
	145		376,400								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基給 料額	準基給 料額								
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3(第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	
	23	257,700	294,800	421,000	
	24	258,900	296,900	422,300	
	25	260,100	298,900	423,900	
	26	261,300	300,800	425,300	
	27	262,500	302,700	426,600	
	28	263,700	304,500	428,000	
	29	264,800	306,300	429,400	
	30	265,800	308,200	430,700	
	31	266,900	310,000	432,200	
	32	267,900	311,700	433,700	
	33	269,000	313,400	435,300	
	34	270,100	315,200	436,700	
	35	271,300	316,900	438,300	
	36	272,600	318,500	439,800	
	37	273,800	320,100	441,500	
	38	274,900	321,800	443,000	
	39	276,100	323,600	444,600	
	40	277,200	325,300	446,200	

	41	278,500	326,600	447,700
	42	279,500	328,500	449,200
	43	280,500	330,300	450,400
	44	281,400	332,000	451,600
	45	282,000	333,600	452,800
	46	282,800	335,500	454,100
	47	283,600	337,200	455,300
	48	284,400	338,900	456,500
	49	285,100	340,600	457,600
	50	285,900	342,300	458,800
	51	286,600	344,000	460,000
	52	287,400	345,700	461,200
	53	288,200	347,400	462,400
	54	289,000	348,700	463,600
	55	289,700	350,000	464,800
	56	290,500	351,300	466,000
	57	291,200	352,800	467,100
	58	291,800	354,400	467,700
	59	292,600	355,900	468,200
	60	293,400	357,500	468,700
	61	294,100	358,900	469,200
	62	294,700	360,500	
	63	295,500	362,100	
	64	296,100	363,500	
	65	297,100	365,000	
	66	297,900	366,600	
	67	298,600	368,200	
	68	299,300	369,700	
	69	299,900	371,200	
	70	300,600	372,800	
	71	301,300	374,300	
定年	72	302,000	375,800	
前再	73	302,700	377,300	
任用	74	303,400	378,900	
短時	75	304,100	380,500	
	76	304,600	382,000	
間勤	77	305,200	383,400	
務職	78	305,800	384,800	
員以	79	306,500	386,200	
外の	80	307,100	387,500	
職員	81	307,600	388,800	
	82	308,200	390,200	
	83	308,900	391,500	
	84	309,600	392,800	
	85	310,200	393,900	
	86	311,000	395,300	
	87	311,700	396,600	
	88	312,300	397,900	

89	313,000	399,100		
90	313,800	400,400		
91	314,600	401,500		
92	315,400	402,700		
93	315,900	403,900		
94	316,700	405,000		
95	317,500	406,200		
96	318,300	407,400		
97	318,900	408,800		
98	319,600	409,800		
99	320,400	410,800		
100	321,100	411,800		
101	321,900	412,700		
102	322,700	413,700		
103	323,600	414,800		
104	324,400	415,900		
105	325,000	416,600		
106	325,800	417,500		
107	326,600	418,400		
108	327,400	419,300		
109	328,100	420,100		
110	328,500	420,900		
111	328,800	421,700		
112	329,300	422,500		
113	329,800	423,100		
114	330,200	423,800		
115	330,600	424,500		
116	331,000	425,200		
117	331,500	425,800		
118	332,000	426,300		
119	332,400	426,600		
120	332,900	426,900		
121	333,400	427,200		
122	333,800	427,500		
123	334,200	427,800		
124	334,700	428,000		
125	335,200	428,200		
126	335,500	428,500		
127	335,800	428,800		
128	336,100	429,000		
129	336,300	429,200		
130	336,600	429,500		
131	336,900	429,800		
132	337,100	430,000		
133	337,300	430,200		
134	337,500	430,500		
135	337,700	430,800		
136	338,000	431,000		

	137	338,300	431,200		
	138	338,500	431,500		
	139	338,800	431,800		
	140	339,100	432,000		
	141	339,300	432,200		
	142	339,500	432,500		
	143	339,800	432,800		
	144	340,000	433,000		
	145	340,300	433,200		
	146	340,500			
	147	340,800			
	148	341,100			
	149	341,300			
	150	341,500			
	151	341,800			
	152	342,100			
	153	342,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	388,500	
	23	257,700	272,500	389,700	
	24	258,900	273,700	390,800	
	25	260,100	275,000	391,800	
	26	261,200	276,700	393,000	
	27	262,300	278,400	394,100	
	28	263,400	280,100	395,200	
	29	264,600	281,800	396,300	
	30	265,700	283,800	397,500	
	31	266,800	286,000	398,700	
	32	267,800	288,200	399,800	
	33	268,900	290,400	400,800	
	34	269,900	292,600	401,900	
	35	270,900	294,800	403,100	
	36	272,000	296,900	404,300	
	37	273,200	298,900	405,500	
	38	274,100	300,800	406,800	
	39	275,100	302,700	407,900	
	40	276,200	304,500	409,100	
	41	277,400	306,300	410,200	
	42	278,500	308,200	411,500	
	43	279,600	310,000	412,500	
	44	280,700	311,700	413,600	

	45	281,600	313,400	414,800
	46	282,400	315,200	416,000
	47	283,200	316,900	417,200
	48	284,000	318,500	418,400
	49	284,600	320,100	419,500
	50	285,400	321,800	420,500
	51	286,100	323,600	421,800
	52	286,800	325,300	423,000
	53	287,600	326,600	424,200
	54	288,400	328,500	425,300
	55	289,000	330,300	426,400
	56	289,700	332,000	427,500
	57	290,400	333,600	428,500
	58	291,200	335,500	429,700
	59	292,000	337,200	430,900
	60	292,600	338,900	432,100
	61	293,200	340,600	432,700
	62	293,900	342,300	433,500
	63	294,600	344,000	434,200
	64	295,100	345,700	434,700
	65	295,800	347,400	435,000
	66	296,500	348,700	435,300
	67	297,100	350,000	435,700
	68	297,700	351,300	436,100
	69	298,400	352,800	436,400
	70	299,100	354,300	436,800
	71	299,700	355,800	437,100
	72	300,400	357,300	437,400
定年	73	300,900	358,600	437,700
前再	74	301,500	360,100	438,000
任用	75	302,200	361,600	438,300
	76	302,700	363,000	438,600
短時	77	303,300	364,400	438,800
間勤	78	303,900	365,900	439,100
務職	79	304,500	367,400	439,400
	80	305,100	368,900	439,600
員以外の職員	81	305,600	370,200	439,800
	82	306,100	371,500	
	83	306,700	372,800	
	84	307,300	374,000	
	85	307,700	375,200	
	86	308,100	376,400	
	87	308,600	377,500	
	88	309,100	378,600	
	89	309,500	379,600	
	90	310,000	380,700	
	91	310,400	381,800	
	92	310,900	382,900	

93	311,200	384,000	
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	
97	312,900	388,200	
98	313,300	389,200	
99	313,700	390,100	
100	314,100	391,000	
101	314,500	391,800	
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	
116	318,300	404,900	
117	318,600	405,700	
118	318,800	406,400	
119	319,100	407,200	
120	319,400	408,000	
121	319,600	408,600	
122	319,800	409,300	
123	320,000	410,000	
124	320,300	410,600	
125	320,600	411,200	
126		411,900	
127		412,400	
128		413,000	
129		413,600	
130		414,200	
131		414,700	
132		415,200	
133		415,500	
134		415,800	
135		416,000	
136		416,300	
137		416,600	
138		416,900	
139		417,200	
140		417,500	

	141		417,800		
	142		418,100		
	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
	150		420,200		
	151		420,500		
	152		420,700		
	153		420,900		
	154		421,200		
	155		421,500		
	156		421,700		
	157		421,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,400	285,800	341,600	425,600

備考

- 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第3条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
定年	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
前再	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
任用	58	282,200	329,100	400,100		
	59	282,700	329,500	400,800		
短時	60	283,300	329,800	401,500		
間勤	61	283,900	330,200	402,100		
務職	62	284,500	330,700	402,800		
員以	63	285,100	331,300	403,400		
外の	64	285,600	331,800	404,100		
職員	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			

	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
定年 前再 任用	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	

	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
定年	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
前再	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
任用	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
短時	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
間勤	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
務職	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
員以	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
外の	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
職員	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600		
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			

		304,800	343,100	364,400				
93		305,000	343,400	364,800				
94		305,200	343,700	365,200				
95		305,500	343,900	365,600				
96		305,800	344,100	366,100				
97		306,000	344,400	366,500				
98		306,200	344,700	366,900				
99		306,500	344,900	367,300				
100		306,800	345,100	367,800				
101		307,000	345,300					
102		307,200	345,700					
103		307,500	345,900					
104		307,800	346,100					
105			346,400					
106			346,800					
107			347,200					
108			347,400					
109								
定年 前再 任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額							
	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	

	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
定年 前再	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
任用 短時 間勤	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
務職 員以 外の 職員	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			

93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				

	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額							
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、「100分の107.5」）を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、「100分の127.5」）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあつては、「100分の62.5」）を「100分の61.25」に改める。

別表第3のアの表の備考の2中「7,700円」を「11,500円」に改め、同表の備考の2の次に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3のイの表の備考の2中「7,500円」を「11,500円」に改め、同表の備考の2の次に次の1項を加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「100分の95」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を、「100分の87.5」」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を加える。

第4条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 358,000
2	395,000
3	424,000

第6条第2項中「100分の172.5」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を加える。

第6条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「、「100分の172.5」を「「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第8条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「、「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書
(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第9条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第40号を次のように改める。

(40) 削除

第42条を削り、第42条の2を第42条とする。

第47条第2項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに」に改める。

第47条の2第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、次の各号に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

第51条第2項中「新たに」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつてへき地学校等又は前項の規定により人事委員会が指定する学校等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した教育職員又は新たに」に改める。

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「258,100円」を「268,300円」に、「375,900円」を「387,500円」に、「366,200円」を「380,800円」に、「864,000円」を「893,000円」に改める。

(富山県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第11条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

33 当分の間、退職した者の在職期間中に、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者（任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で、第20条第1項の規定により、この条例の規定による退職手当が支給されないこととなつたことがある者に対する退職手当の基本額が、先の退職した日に当該理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けっていた給料月額を基礎として、第3条から第5条の3の2まで、附則第7項及び附則第24項から前項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者の退職手当の基本額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中別表第3のアの表の備考の2の改正規定及び同表のアの表の備考の2の次に1項を加える改正規定並びに同表のイの表の備考の2の改正規定及び同表のイの表の備考の2の次に1項を加える改正規定並びに第9条中第2条第2項第40号の改正規定、第42条を削り、第42条の2を第42条とする改正規定及び第47条の2第2項の改正規定は令和8年1月1日から、第2条中第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定、第4条、第6条及び第8条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第11条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）の規定は令和7年3月31日から、第1条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第8条の2第1項第1号及び第2号、第10条の6第2項第2号、第20条第1項並びに別表第1から別表第5までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」と

いう。) 第7条第1項の改正規定に限る。) による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。) 第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。) による改正後の任期付研究員条例の規定、第9条の規定(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(以下「特殊勤務手当条例」という。) 第47条第2項及び第51条第2項の改正規定に限る。) による改正後の特殊勤務手当条例の規定、及び第10条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。) の規定は同年4月1日から、第1条の規定(給与条例第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。) による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。) による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定(任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。) による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第7条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(次条において「改正後の知事等給与条例等」という。) の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等、改正後の会計年度任用職員条例又は第11条の規定による改正後の退職手当条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例、第7条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例、第10条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は第11条の規定による

改正前の退職手当条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等、改正後の会計年度任用職員条例又は改正後の退職手当条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当及びべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

第3条 第9条の規定による改正後の特殊勤務手当条例第47条第2項及び第51条第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員又は教育職員となって同条例第46条第1項に規定する特地公署、同条例第47条第1項に規定する準特地公署、同条例第50条第1項に規定するべき地学校等又は同条例第51条第1項に規定する特別の地域に所在する学校等で人事委員会が指定する学校等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

(人事委員会規則への委任)

第4条 第2条及び前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事企画室)

富山県条例第65号

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改め、同項に次のただし書を

加える。

ただし、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）には、当該期間に係る教職調整額は支給しない。

第3条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

第7条の見出し中「業務の量の適切な管理等」を「業務量管理・健康確保措置」に改め、同条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（教職調整額に関する経過措置）

5 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条の見出しの改正規定 令和8年4月1日
 - (2) 第7条の改正規定 公布の日
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前

日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「特別措置条例」という。）の規定による教職調整額並びに富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第16条及び第17条の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、この条例による改正後の特別措置条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（教・教職員課）